

4-4 景観

4-4-1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

① 調査の手法

供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の調査の手法を表 4-4-1 に示す。

表 4-4-1 供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の調査の手法

調査の手法	選定理由
<p>1. 調査する情報</p> <p>(1)主要な眺望点の概況</p> <p>(2)景観資源の状況（対象事業実施区域内の状況を含む）</p> <p>(3)主要な眺望景観の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域を望める場所からの眺望の変化を把握する。 ・対象事業実施区域及び周辺における景観構成要素を把握する。 ・主要な眺望点からの眺望の状況を把握する。
<p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>(1)主要な眺望点の概況</p> <p>ア 資料調査</p> <p>第2章（2-1-7景観及び人と自然との触れ合い活動の状況）において整理された対象事業実施区域周辺における不特定多数の人が集まる施設を眺望点とする。</p> <p>イ 現地調査</p> <p>資料調査において整理された眺望点から対象事業実施区域が視認可能か否か、その見え方等を確認する。十分視認できた地点を主要な眺望点として扱い、その地点の眺望状況を整理する。</p> <p>(2)景観資源の状況（対象事業実施区域内の状況を含む）</p> <p>ア 資料調査</p> <p>地形図（1/50000 図、1/25000 図）、都市計画白図（1/10000 図、1/2500 図）、観光パンフレット等から景観資源としての土地利用、河川、池、神社、史跡等を抽出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点是对象事業実施区域周辺の観光地や公園など対象事業実施区域が眺望できる複数の地点を最初に調査し、その中から代表的な眺望点を選定することから、第2章で整理された結果を有効的に利用する。 ・主要眺望点の条件は、対象事業実施区域を望むことができることであり、現地調査により確認する。 ・地形図には山岳、地名、土地利用等が記載されており、景観資源を把握するには有効である。

調査の手法	選定理由
<p>イ 現地調査 特に実施しない。</p> <p>(3)主要な眺望景観の状況</p> <p>ア 資料調査 特に実施しない。</p> <p>イ 現地調査 「主要な眺望点の概況」の現地調査において抽出された主要な眺望点より写真撮影を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は現況が既に造成された土地であるため、景観資源への直接的な影響はない。 ・主要な眺望点からの眺望の状況は、現地調査により把握する。 ・主要眺望点からの眺望の状況を整理する。
<p>3. 調査地域</p> <p>調査地域の範囲を図 4-4-1 に示すとおり、対象事業実施区域から半径 4km の範囲とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見えの大きさは一般に対象の見込角で表され、見込角が人間の視力（視力 1.0 で視角 1 分）以下の場合には対象が識別できなくなる（新体系土木工学 59、土木景観計画土木学会編 p85～93）。見えの大きさすなわち熟視角は一般的に 1° あるいは 2° が使われることから、本施設を 59m の高さとした場合、視距離は以下の式で 3,380m と算出される。 $s = 2 \tan^{-1}(S/2d)$ <p>ここに、s：見込角（ラジアン） S：対象の一辺（高さ、幅など） d：視距離</p> <p>一方、対象事業実施区域周辺は水田であり、遮蔽物もなく平坦な地形であることから、さらに視認性は良くなると考えられるため、調査地域は対象事業実施区域から 4km の範囲とした。</p>
<p>4. 調査地点</p> <p>(1)主要な眺望点の概況</p> <p>ア 資料調査 特に定めない。</p> <p>イ 現地調査 抽出された主要な眺望点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点を抽出するための資料調査であり、特に調査地点は定めない。 ・抽出した主要な眺望点について現地調査を実施する。

調査の手法	選定理由
<p>(2)景観資源の状況（対象事業実施区域内の状況を含む）</p> <p>ア 資料調査 特に定めない。</p> <p>(3)主要な眺望景観の状況</p> <p>イ 現地調査 主要な眺望点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源を整理する調査であるので調査地域全体を対象とし、調査地点は定めない。 ・ 主要な眺望点からの景観を対象とする。
<p>5. 調査期間等</p> <p>(1)主要な眺望点の概況</p> <p>ア 資料調査 資料は最新のものを対象とする。</p> <p>イ 現地調査 特に定めない。</p> <p>(2)景観資源の状況（対象事業実施区域内の状況を含む）</p> <p>ア 資料調査 資料は最新のものを対象とする。</p> <p>(3)主要な眺望景観の状況</p> <p>イ 現地調査 春夏秋冬とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに眺望点加わる可能性があるため、入手可能な最新の資料による。 ・ 主要な眺望点の確認調査であるので時期は定めない。 ・ 土地利用等が変化する場合があるため、入手可能な最新の資料による。 ・ 季節によって眺望点からの景観が変化している可能性がある。

② 予測の手法

供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の予測の手法を表 4-4-2 に示す。

表 4-4-2 供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の予測の手法

予測の手法	選定理由
<p>1. 予測する項目</p> <p>(1)主要な眺望点及び景観資源の改変の程度</p> <p>(2)主要な眺望景観についての改変の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の実施による主要な眺望点及び景観資源へ与える影響が考えられる。 ・完成後の施設を視覚的に説明する。
<p>2. 予測の基本的な手法</p> <p>(1)主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度</p> <p>地形図と事業計画のオーバーレイにより行う。</p> <p>事業予定地位置図＋主要な眺望点位置図 事業予定地位置図＋景観資源分布図</p> <p>(2)主要な眺望景観についての改変の程度</p> <p>完成予想図及びフォトモンタージュにより完成後の眺望景観等を視覚的に表現する（施設形状が確定していない場合は、施設基本計画・設計に基づきモデル的な形状を想定してフォトモンタージュを作成する）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの位置情報の重ね合わせにより直接的な影響の予測が可能である。 ・主要な眺望点からの眺望の変化を視覚的に説明することができる。
<p>3. 予測地域</p> <p>予測地域は図 4-4-1 に示す調査地域と同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を及ぼす範囲として設定した調査地域と同様とする。
<p>4. 予測対象時期</p> <p>(1)主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度</p> <p>造成工事終了時</p> <p>(2)主要な眺望景観についての改変の程度</p> <p>施設の供用開始時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域における造成が与える主要な眺望点及び景観資源への直接的な影響を予測するため、対象事業実施区域における造成が終了した時期とする。 ・施設の存在を対象とするので、供用開始時とする。

③ 評価の手法

供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の評価の手法を表 4-4-3 に示す。

表 4-4-3 供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の評価の手法

評価の手法	選定理由
<p>1. 評価事項</p> <p>(1)環境影響の回避・低減</p> <p>(2)環境保全施策との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行可能な範囲で環境影響が回避・低減されているか否かについて事業者の見解を明らかにする。 ・ 景観について設定された環境保全施策はないため、環境保全施策との整合性による評価は行わない。
<p>2. 評価目標の設定手法</p> <p>(1)環境影響の回避・低減</p> <p>地形の改変後の土地及び施設の存在に伴う景観に配慮した環境保全措置を採用した経緯について、事業者の見解を明らかにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行可能な範囲で環境影響を回避・低減する対策について、適切な環境保全措置が採用されているか否かについて検討するため、左記の事項を設定した。
<p>3. 評価方法</p> <p>(1)環境影響の回避・低減</p> <p>地形の改変後の土地及び施設の存在に伴う景観に配慮した環境保全措置について、それを採用した理由を検討資料等の提示により明らかにするとともに、環境影響を回避・低減するための検討が十分なされたかどうかを評価する。主要な眺望点からの景観及び景観資源への配慮計画について、その計画内容及び配慮計画を立案した理由が記載されているかを評価する。</p> <p>施設形状が確定していない場合には、作成されたモデル的な形状によるフォトモンタージュにより、主要な眺望点からの景観の変化及び景観資源への配慮計画について、その計画内容及び配慮計画を立案した理由が記されているかを評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響を回避・低減する対策の効果についてその理由を明らかにし、評価を行うために、左記の評価方法を選定した。 ・ モデル的な形状とは、基本計画・設計に基づくものであること、建物の色彩も既存の建物との調和や周辺への配慮を基本に計画されることから、作成されるフォトモンタージュは実施段階のものと大幅な違いはないと考えられる。